

高校生世代における学習等支援の現状と課題を探る

(第26回地域における子どもの学びの支援共同研究会:公開研究会)

●日 時 2021年12月26日(日)午前9時30分～午後1時 オンライン開催

●主 催 地域における学びの支援共同研究会

<プログラム>

開会挨拶 今回の地域における子どもの学び支援共同研究会の開催趣旨

I. アルバイト調査で見る高校生の貧困問題

報告 I 小島俊樹さん (日本福祉大学学修支援コーディネーター)

II. 「高校生世代の学習等支援」の現状 ～主に名古屋市での取り組み

報告 II-1 名古屋市の高校生世代の学習・相談支援事業の実際 寺子屋学習塾

報告 II-2 自主的活動としての高校生世代の学習等支援の実際 NPO 法人ポトスの部屋

報告 II-3 名古屋市の高校生世代の学習・相談支援事業の実際(名古屋市の

学校内サロン推進事業補助金によるサロン運営を含め) NPO 法人こども NPO

III. 現在の高校生世代が抱える困難や可能性、困難打開の努力

報告 III 高等学校における高校生世代への教育実践(中退・進路指導を含む)～高校教員の立場から
堀 直予さん (愛知県立定時制高校)

IV. 全体討論 今後の高校生世代への(地域における)学習等支援の課題と展望を探る

コーディネーター 南出吉祥さん(研究会代表、岐阜大学)

●参加費: 無料

●申込み: 12月22日(水)までに下記のメールアドレス宛に、1)氏名(必須)、2)メールアドレス(当日使用のもの)、3)所属(任意)、4)当日の電話連絡先(必須・緊急時連絡用)、5)参加動機(任意)をメールでお知らせください。24日までに研究会への入室 URL などをお知らせします。

参加申込み先: 子ども学びの支援共同研究会事務局 tj6y-hsmt@asahi-net.or.jp

●開催趣旨: 「子どもの貧困」が社会的に大きな問題になるなか、2017年開催の協同集会in東海の分科会を契機に、翌2018年から中学生の学習支援の交流・検討を目的とする研究会が発足しました。

最近では、視野を広げ、小学生の学習支援(2021. 9. 13)、高浜市での小学生、中学生・高校生の一体的な学習等支援(10. 25)を取り上げた検討もしています。今回は「高校生世代」の学習等支援に焦点をあてた検討をします。小学生・中学生と比べ、進路が多様化し、また教育格差もひろがる高校生世代では、その支援課題も多様化するため、まず高校生の生活実態を通し「高校生の貧困」についての理解を深め、そうしたなかでの高校生世代への学習等支援の実践状況を明らかにし、これからの高校生世代の支援のあり方(その糸口)を探ります。

地域における子どもの学びの支援共同研究会とは

1. 共同研究の趣旨

日本における「子どもの貧困」は、OECD のなかでも深刻な現状にあり、国も2014年には「子供の貧困対策に関する大綱」を定め、取り組みを強めています。子どもの学習支援は、日本では19世紀末のセツルメント活動の以来、さまざまな実践体験がありますが、政府の施策として学習支援が課題となったのは、現代の格差社会の深刻化と貧困の連鎖への危惧が背景にあると言えます。

そうしたなか、市民によるボランタリーな支援活動としての無料塾など先行する実績を踏まえ、また生活保護家庭やひとり親家庭などの就学援助家庭に対する支援、さらに生活困窮者自立支援など、国や自治体の学習支援事業が始まり、急速に広がろうとしています。他方、現代の学習支援の必要性は、貧困対策という面でも、狭義の学力問題、進路選択といった学校教育上の課題に留まるものでなく、子どもの居場所づくりであったり、子どもの日常生活の確立といった生活支援の必要性と一体であり、また子ども同士、あるいは大人と子どもとのつながり、関係性など、地域でのつながりの回復や地域での連携構築といった課題も一体であることが確認できます。

そして、学習支援の取り組みがすすむなか、すでに様々な支援実態や課題、問題点も生まれ、実践の現場では問題克服のための模索も蓄積されて来ています。このような学習支援の広がりなか、互いの取り組みを共有し、個別的な取り組みから問題の解決を共同して探り、あわせて、子どもたちを中心においた学習支援のあり方、支援体制のあり方、公的支援と自主的支援との連携や多職種連携など新たな支援のあり方について、中期的な展望と課題を明らかにすることが切実かつ重要なテーマになっています。

この共同研究会は、学習支援の実践者(団体)と研究者・専門家が共同し、これら実践のなかから学習支援の現状と課題を明らかにし、課題の克服のための努力をどのようにすすめたらよいかを探り、地域づくりも視野に入れながら、その実践的な方策を明らかにすることを目的とします。なお、この研究会では、「学習指導要領」に対応した学習の支援という枠内に留まることなく、より幅広い支援を視野に入れるという趣旨から、“学びの支援”という用語を用いることにします。

なお、学びの支援の対象として、生活困窮家庭の子ども、障がい児(特別支援学校・学級以外の地域での支援)、外国籍の子ども、社会的養護を要する子ども(養護施設外の地域での支援)など、それぞれの個別性を認識しつつも、統合的な学びの支援を大切にする立場から、経済的な貧困に留まらず、学びの支援における社会的包摂を必要とする子どもを視野に入れることにします。

2) 研究会の名称

本研究会の名称を「地域における子どもの学びの支援に関する共同研究会」とします。本研究会は、一クールを1年間程度とし、そこまでの到達点にもとづき、その後の研究の継続・発展について改めて検討することとします。

2. 共同研究会の事業

- 1) 地域における子どもの学びの支援の実態を把握し、支援のあり方を研究すること。
- 2) 地域における子どもの学びの支援に関する会員外に向けた公開研究会等を行うこと。
- 3) 地域における子どもの学びの支援に関する情報の収集及び紹介を行うこと。
- 4) 本研究会の研究成果などを公表すること。
- 5) その他、上記事業に関連する事業を行うこと。

3. 共同研究会の運営

- 1) 本研究会の会員は、個人を原則とし、研究会の承認を得て登録します。会員は研究会に参加し会費2,000円(年額)を負担することとします。学生、院生は会費を免除します。
- 2) 本研究会に代表、相談役、事務局員をおきます。人事体制は研究会において決めます。本研究会の運営については、会員による運営会議で協議し、相談役の意見を踏まえ、研究会で決定します。
- 3) 各会費は、原則として年度を単位とし、期中退会の場合も返却しません。期中参加は、毎年度9月末までに新規加入した場合は、年額を負担(当該期間の資料等提供)、10月1日以降の加入者は年額の半額(1,000円)を負担することとします。
- 4) 会員は、研究会メーリングリストに登録し、研究会に関わる情報を受発信します。研究会活動に関する広報を行うためホームページを開設し、運営します。
- 5) 本研究会の事務局連絡先を、特定非営利活動法人地域と協同の研究センター理事会の承認を得て同事務所気付とします。なお、事務局は常勤体制でないため、日常の連絡先は事務局員の在住地とします。

4. 共同研究会の財政

- 1) 本研究会の財政は、会員の会費、事業収入及び助成金などでまかないます。
- 2) 本研究会の収支計画は、研究会において決定し、事務局が執行します。
- 3) 本研究会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。毎年度、決算を行い、研究会で承認を得ることとします。 ※2022年4月より施行
- 4) 本研究会の活動終了時の残余財産の扱いは、研究会で決めます。

2018年5月20日(第1回研究会)

2021年7月12日(第23回研究会)で3.運営、4.財政の一部改正